

不動産使用貸借契約書（例）

貸付人〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借受人△△町内会（以下「乙」という。）
とは、次の条項により不動産の使用貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所 在 鯖江市〇〇町〇〇字〇〇番

地 目 宅地

地 積 〇〇〇㎡（〇〇m×〇〇m）

（用 途）

第2条 乙は、貸借物件を雪置き場として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間等）

第3条 使用貸借の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（譲渡および転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、または貸借物件を転貸してはならない。

（貸借物件の維持補修）

第5条 甲は、第3条に定める貸借期間中維持補修の責めを負わない。

2 貸借物件に対し保存、利用、改良その他の行為をするために支出する経費はすべて乙の負担とし、これによって価格が増加することがあっても乙はその増加について甲に対し何らその要求をしないものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 貸借物件をその用途に使用しないとき
- (2) 第4条の規定に違反したとき
- (3) 貸借物件の管理が良好でないとき

(4) その他契約条項に違反したとき

(返還等)

第7条 乙は、貸借期間が満了したときまたは前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示に従い乙の費用を持って貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

2 貸借物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対しその補償を求めることができない。

(調査への同意)

第8条 甲は、貸借物件に対して鯖江市が行う固定資産税および都市計画税の額を調査することに同意するものとする。

(信義則)

第9条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鯖江市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇

乙 △△町内会
区長 △△△△